

用語解説

用語	解説
ア行 アプリ	アプリケーションの略で、利用者の作業の目的に応じて使用するソフトウェア
エコ通勤	渋滞・地球温暖化等の問題の原因となり得る通勤交通について、各事業所が社会的責任（CSR）・効率的な経営の観点から、望ましいあり方を考える取組
カ行 公共交通	不特定多数が利用できる交通機関のこと
交通政策基本法	政府が推進する交通に関する施策についての基本理念、基本的な施策、国及び地方公共団体の責務等について定めた法律（平成 25 年法律第 92 号）
交通モード	交通手段のこと
コミュニティバス	地方公共団体や地域住民等が主体となって、地域の交通空白地域や不便地域の解消等、地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、使用する車両・運賃・ダイヤ・バス停の位置等を工夫したもの
サ行 時差出勤	「8：00～17：00」「8：30～17：30」のような複数のパターンから就業時間を選択する制度
準特定地域	「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」により、タクシー事業が供給過剰となるおそれがあると国土交通省に認められた地域
生活交通	平成 26 年 3 月に策定した「第二次防府市生活交通活性化計画」において、買い物、通勤、通学、通院など、市民の日常生活のために利用される公共交通を『生活交通』として捉えている。
タ行 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	「交通政策基本法」の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成等について定めた法律（平成 19 年法律第 59 号）
トリップ	ある目的を持って起点から終点へ移動する際の、一方向の移動を表す概念であり、その移動を定量的に表現する際の単位

ナ行	ノーマイカーデー	山口県では CO2 削減や公共交通機関の利用促進、可能な限り車を使用しないエコライフに取り組むきっかけづくりを目的として「県内一斉ノーマイカーデー」を実施している。
	乗合タクシー	バスによる運行が困難な場合等に、乗車定員 11 人未満の自動車、いわゆるタクシー車両を用いてバスのように乗合旅客輸送を行うもので、定時定路線やそれ以外（デマンド型等）といった様々な運行形態がみられる。
	ノンステップバス	床面が超低床構造で乗降ステップがなく、高齢者や子どもにも乗り降りが容易なバス
ハ行	フィーダー	交通網において、幹線に接続する支線の役割で運行される路線
	フレックスタイム制	必ず勤務する時間帯「コアタイム」を設けた上で、始業・終業時刻を労働者の選択に委ねる制度
マ行	モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策